

令和３年第１１回農業委員会総会議事録									
開催年月日		令和３年１２月２４日（金）							
開催場所		白岡市役所４階特別大会議室							
開催時間 及び宣告者		開 会	午前　９時００分			議　長	進　藤　貴　一		
		閉 会	午前１０時４０分			議　長	進　藤　貴　一		
議　長	進　藤　貴　一		臨時議長	江　口　泰　夫		仮議長			
委員 出席 状況	農　業　委　員				推　進　委　員				
	席次番号	氏　　　名		摘要	席次番号	氏　　　名		摘要	
	１	岡　安　広		出席	１	長　澤　い　と		出席	
	２	岩　上　賢		出席	２	川　野　信　之		出席	
	３	関　山　功　一		出席	３	齋　藤　光　則		出席	
	４	進　藤　貴　一		出席	４	渡　邊　明　子		出席	
	５	江　原　健　治		出席	５	神　田　　　潔		出席	
	７	山　下　幸　一		出席	６	小　林　一　夫		出席	
	８	吉　田　敏　雄		出席	７	安　野　和　好		出席	
	９	大　山　峰　夫		出席	８	清　水　　　清		出席	
	１０	安　藤　富司夫		出席	９	今　泉　志　江		出席	
	１１	荒　井　　　肇		出席					
	１２	齋　藤　美佐夫		出席					
	１３	江　口　泰　夫		出席					
	１４	小　島　俊　雄		出席		出席者		２２名	
						欠席者		０名	
議事参与制限 を受ける委員		関　山　功　一		会長からの 出席要請者		農政課			
事務局		事務局長	佐々木　雅美			局長補佐		本村　剛士	
		主査	大塚　一隆			主任		安藤　寛子	
		主任	塩村　孝太郎						
説明員		主査	大塚　一隆			主任		安藤　寛子	
		主任	塩村　孝太郎			農政課		新井　和久	
		農政課	大寫　康正			農政課		伊藤　寛和	
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 白岡市農用地利用集積計画（所有権移転分）の決定について
- (4) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- (5) 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について
- (6) 白岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (7) 農業委員の辞任について
- (8) 白岡市農業委員会総会会議規則の一部改正について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から令和3年第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございます。よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員13名、推進委員9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第11回総会を開会いたします。 議事録署名委員に荒井委員、齋藤委員を指名いたします。
<u>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第1 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、隣接する自己所有農地と一体利用で耕作するものです。 譲受人の農業経営状況につきましては、耕作面積135.32a、農業従事日数は300日、農業従事者は3人、農機具については、耕耘機1台、トラクター1台、噴霧器1台、田植機2台、ユンボ1台、コンバイン1台、草刈機1台、乾燥機2台を所有しています。 そのため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員をお願いいたします。

委員	議案第３２号 番号１の農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につきまして、１２月２０日に譲受人との面談及び所有農地等を確認しました。 現在、申請地は農地と使用されており、譲受人も農機具を所有しており所有する農地は全て耕作しております。譲受人に確認したところ、家族３人で耕作することであり、今後も営農を続けてられるものと考えられます。ついては今後も耕作されると判断しましたのでよろしくお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第３２号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第３３号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第２ 議案第３３号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第３３号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は５件でございます。 総会資料の３から４ページ目をご覧ください。 番号１につきましては、借受人が、貸渡人の土地に使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 借受人につきましては、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴って手狭になり、自己用住宅を建築したいと考え、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。 番号２につきましては、借受人が、貸渡人の土地に使用貸借権を設定し、作業場等として令和４年３月３１日まで一時的に転用するための申請です。 今回の案件につきましては、埼玉県総合治水事務所からの発注工事に伴い、河川に堆積した土砂の撤去を行っていく形となります。

事務局	借受人につきましては、建設業を営んでおり、河川からの土砂搬出に伴い、作業ヤードとするため、作業期間中のみ一時的に作業場を確保するために申請がなされたものです。 農地区分につきましては、農用地区域内の農地と判断されますが、一時的な利用に供するためであり、目的達成に必要な農地と認められます。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれもないため、農地法の不許可の例外により転用可能となります。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から、贈与により所有権を移転し、住宅敷及び道路敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、生活するには手狭であり、今後の子育て等を考えて自己用住宅を建築したいと考え、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号4につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴い、生活するには手狭となり、自己用住宅を建築したいと考え、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号5につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、生活するには手狭であり、今後の子育て等を考えて自己用住宅を建築したいと考え、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
-----	--

議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案３３号 番号１ 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、現地を確認しました。現地案内図は２ページです。 現地につきましては、付近に介護福祉施設や歯科医院等があります。地域的には市街化著しい地区であり、１０ha以上の農地の広がりは見られませんでした。また、申請地は農地として管理されており違反等はありませんでした。申請理由は事務局説明のとおりです。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。 皆様の御審議をお願いいたします。
議長	番号２の現地確認の報告については、議事の進行を職務代理である委員に暫時お願いします。よろしくお願いします。
職務代理	それでは、暫時、議長に代わり議事の進行をいたします。番号２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案３３号 番号２ 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、１２月１８日に現地を確認しました。現地案内図は３ページです。 現地につきましては、河川のほとりにあり、付近には宅地があります。また、農地として管理されており違反等はありませんでした。申請理由は事務局説明のとおりです。申請地の状況等から一時転用はやむを得ないと判断いたしました。 皆様の御審議をお願いいたします。
職務代理	引き続き、議事の進行を議長にお願いいたします。
議長	続きまして番号３の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案３３号 番号３ 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、１２月１９日に現地を確認しました。現地案内図は４ページです。 現地につきましては、農地として管理されており違反等はありませんでした。申請理由は事務局説明のとおりです。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。
議長	続きまして番号４の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案３３号 番号４ 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、１２月２０日に現地を確認しました。現地案内図は５ページです。 現地につきましては、周辺は住宅地として利用されており、駅まで１km程度と市街化の発展がみこまれます。また、農地として管理されており違反等はありませんでした。申請理由は事務局説明のとおりです。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。
議長	続きまして番号５の現地確認の報告を委員にお願いいたします。

委員	議案３３号 番号５ 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、１２月１７日に現地を確認しました。現地案内図は６ページです。 現地につきましては、付近に白岡駅やタワーマンションがあります。申請地については１０ha以上の農地の広がりは見られませんでした。また、現地は農地として管理されており違反等はありませんでした。申請理由は事務局説明のとおりです。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。本案につきましては議事参与制限があるため、番号４を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、番号４を除く案件については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、番号４を除く案件については、原案のとおり決定します。
議長	続きまして、委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 〔委員、一時退室〕
議長	番号４について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、番号４については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、番号４については、原案のとおり決定します。委員は入室してください。 〔委員、入室〕

議案第34号 白岡市農用地利用集積計画（所有権移転分）の決定について

議長

日程第3 議案第34号 白岡市農用地利用集積計画（所有権移転分）の決定についてを議題といたします。農政課職員の入室を求めます。

〔農政課担当職員、事務局席へ移動〕

議長

本案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。

これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。

農政課

議案第34号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。

本案につきましては、株式会社〇〇〇から提出された、「農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転申出書」に基づき作成したものでございます。

配布させていただきました「白岡市農用地利用集積計画(案)」の最後のページに、本計画の「位置図」を添付しておりますので、そちらをご覧ください。

篠津北東部地域（消防署篠津分署の東側）では、現在、株式会社〇〇〇による土地改良事業の実施に向けた準備が進められております。

白い点線で囲まれた区域が、土地改良事業の実施に向けて農地の集積を計画している区域でございます。

赤色で塗りつぶされている土地は、農業委員会総会で御審議をいただき、すでに集積が完了している農地でございます。これらの農地につきましては、株式会社〇〇〇への所有権移転の嘱託登記も完了しております。

黄色で塗りつぶされている農地が、今回、追加で所有権移転の申出書が提出された農地でございます。

それでは、今回の申出内容でございますが、
設定件数：1件、筆数：1筆、面積：1,180㎡となっております。

次に、所有権移転の時期、対価の支払い期限、引渡時期につきましては、令和4年1月27日となっております。

本日、審議していただいております「農用地利用集積計画」が決定された場合、1月上旬頃に、市が「農用地利用集積計画」の告示を行います。

その後、株式会社〇〇〇が、令和4年1月27日に、地権者に対し、対価の支払いを実施いたします。

市は、株式会社〇〇〇が地権者に対価を支払ったことを、書類等で確認したうえで、市の嘱託登記により、地権者から株式会社〇〇〇に所有権移転の登記を行うものです。

次に、株式会社〇〇〇による土地改良事業の進捗状況でございますが、令和3年12月1日に、株式会社〇〇〇から市に対し、土地改良事業認可申請書が提出され、令和3年12月15日に、市から株式会社〇〇〇に対し、事業計画の内容を適当と認める旨の審査結果の通知を行いました。

農政課	現在は、土地改進黨業計畫の縦覧期間でございます、平日は農政課窓口、休日は市役所1階警備室において縦覧を行っております。令和4年1月5日まで事業計畫の縦覧が行われた後、異議申立て期間を経て、1月下旬頃に土地改進黨業計畫が認可される見込みでございます。 内容につきましては、資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。 農政課からの説明は、以上でございます。
議長	説明が終了しました。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。原案のとおり白岡市農用地利用集積計畫として決定することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第34号については、原案のとおり決定します。
議案第35号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計畫（案）に対する意見について	
議長	日程第4 議案第35号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計畫（案）に対する意見について を議題といたします。 本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいただきます。
農政課	それでは、議案第35号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計畫（案）に対する意見について」御説明させていただきます。 市は、農用地利用配分計畫を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会の意見を聴取することとされております。 意見を聴取する事項としては、6つあり、 ① 農地のすべてを効率的に利用しているか、 ② 周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか、 ③ 必要な農作業に常時従事する見込みであるか ④ 従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか、 ⑤ 業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか ⑥ 受け手希望者への農用地貸付の適否 となります。

農政課

今回、農用地利用配分計画により農地中間管理機構から借受ける農地につきましては、赤色の太線で囲ってある農地でございます。

借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりです。

今回の借受者は、3社でございまして、はじめに、法人である「株式会社■■■」です。

今回、借り受ける農地は、「農用地利用配分計画（案）」のうち、1番から13番までとなります。なお、10番の農地につきましては、耕作がしにくい場所にあることから、使用貸借となっております。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年12月に市内で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約16.4haで、全ての農地について、中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じ、市内では大山地区を中心に借入れを拡大していく予定と伺っております。

こちらの法人では、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。なお、将来的には梨の栽培についても考えていきたいとの話も伺っております。

続きまして、法人である「●●●株式会社」です。

今回、借り受ける農地につきましては、「農用地利用配分計画（案）」のうち、14番から19番までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年4月に久喜市菖蒲町内で事務所を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約11.9haで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区及び日勝地区を中心に借受けを拡大していく予定となっております。

こちらの法人は、主に水稻を栽培し、コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしております。

また、近年では、小麦の栽培にも取組んでおり、約2ha程度の作付けしております。今後は、畑作に力を入れていきたいとの話を伺っております。

最後に、法人である「株式会社▲▲▲」です。

今回、借り受ける農地につきましては、農用地利用配分計画（案）のうち、20番となります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成30年9月10日に久喜市菖蒲町で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約19.3haで、約17.8haは農地中間管理機構を通じた借受けを行い、残りの約1.5haは通常の利用権設定により借受けを行っております。

市内の日勝、篠津及び大山地区で耕作をされており、農地の借受けは、原則、農地中間管理機構を通じて行うとのことですが、法人の規模に対して、すで

農政課	に十分な面積を借り受けたとのことで、当面の間、大きな規模の拡大は考えていないようでございます。 こちらの法人は、主に水稻を栽培しており、品種については、彩のかがやき、彩のきずなを作付けしております。 また、今後は賃貸借から使用貸借に切り替えていきたいとの話を伺っております。以上が借受人の説明です。 市といたしましては、農業経営状況等から判断して、3社の借受人に貸借することについては、「支障なし」と考えます。 農業委員会の皆様のご審議をお願いいたします。 では、最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。 農業委員会で意見決定後、市から農地中間管理機構に対し「農用地利用配分計画及び配分計画に係る意見書」を提出します。 提出後、農地中間管理機構において「農用地利用配分計画」が定められ、埼玉県に対し計画の承認申請が行われます。 申請に基づき、埼玉県では、「農用地利用配分計画」の公告及び縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。 効力発生日は、令和4年3月1日を予定しております。 以上、農政課からの説明とさせていただきます。
議長	説明が終了しました。御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	使用貸借と賃貸借の違いは何でしょうか。
農政課	使用貸借は無料、賃貸借は金銭及び物納等が生じる貸し借りです。▲▲▲の本体である農協の方で使用貸借へ切り替える旨の意向があるようです。
委員	米価の下落等も踏まえると、耕作放棄地を生み出さないために、使用貸借での貸し借りだとしても、農家の理解を得て積極的に活用しなければならないと思います。
委員	株式会社■■■が梨の栽培を検討しているとのことですが、どのような状況でしょうか。
農政課	現状、本格的に稼働しているわけではありませんが、離農する農家さんからノウハウを学び、採算が取れるようであれば将来的に事業化したいとのこと。
委員	梨組合へ加入するのか。また、どのような付き合いをしていくのか。
農政課	現状、事業化するかも未定であるため、まだそこまでの話は聞いておりません。
議長	使用貸借の場合、今後は水利費の負担等も貸借の際の調整事項になると思います。 他に御意見・御質疑等ございますか。

	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第３５号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第３６号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について</u>	
議長	日程第５ 議案第３６号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について を議題といたします。 本案につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定に基づき、白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、議案第３６号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」について御説明をさせていただきます。 まず、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について説明します。この「基本構想」は、農業経営基盤強化促進法に基づき埼玉県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の内容に即し、地域の実情を踏まえて市が独自に定めるものでございます。 当市の農業を将来に渡り持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を育成することが重要であることから、将来育成すべき農業経営の目標設定や、その実現に向けての措置などを定めた「基本構想」を策定しております。当市では、平成６年に「基本構想」の策定を行い、平成２２年、平成２６年に見直しによる改正を行っております。 また、農業経営基盤強化促進法の一部改正を受けて、埼玉県が「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を変更されたことに伴い、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更するべく、令和３年３月の農業委員会総会に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」の御審議をいただき、今まで埼玉県に構想の同意協議を行ってまいりました。 その結果、県から名称等の修正について指示がありましたことから、農業経営基盤強化促進法第６条に基づき、基本的な構想の変更に係る意見について、再度、御審議をいただくものです。 続きまして、今回の変更内容について説明させていただきます。 皆様には、今回の変更内容が記載された「市基本構想変更内容対照表」を事前に配布させていただいております。 本議案については、こちらの「対照表」に基づき説明させていただきます。なお、表現の変更等の軽微な内容については、説明を省略させていただきます。

農政課	お手元にある「市基本構想変更内容対照表」の４ページをご覧ください。 「が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため」を分かりやすい表現の 「と地域の実情に合わせた指導を行えるよう」に変更するものです。 続きまして、５ページから８ページの主な変更点でございますが 古い固有名称等が使われていたところを新しい名称に修正するものです。 「県経済連」を「全国農業協同組合連合会埼玉県本部」に、 「農業経営基盤強化促進基本方針」を「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的 な方針」に、 「農業生産法人」を「農地所有適格化法人」にそれぞれ修正するものでございます。 次に９ページの主な変更点でございますが 農用地の利用状況に関する報告の、根拠となる法令を「農業経営基盤強化促進法 施行規則」から「農地法」に修正するものです。 なお、大変申し訳ございませんが、配布資料に誤りがございました。変更後の表 現が「農地第６の２第１項」となっておりますが、正しくは、「農地法第６条の２第 １項」となります。お手数ではございますが、修正くださるようお願いいたします。 次に１０ページの主な変更点でございますが、「特定農業団体の要件」を定める規 定の根拠が「第５条」から「第９条」に変更されているため、修正するものです。 次に１１ページの主な変更内容ですが、古い固有名称等が使われていたところを 新しい名称に修正するものです。 「営農指導カルテ」を「新規参入者フォローアップカルテ」に、 「青年就農給付金」を「農業次世代人材投資資金」に、 「経営体育成支援事業」を「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」に、 それぞれ修正するものです。 次に１３ページの主な変更点でございますが、現在の地方自治法第２９８条第１ 項の規定に、地方開発事業団に関する規定はございませんので、その項目を削除し、 「地方公共団体」に変更するものです。 また、「農業生産法人」を「農地所有適格化法人」に修正するものです。 次に１４ページの主な変更点でございますが、金銭以外のもので定められる借賃 の換算方法については、県から基本的に、法律、施行令、施行規則に定められてい る内容とのことで標記を削除するものです。 以上が、当市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更につ いての説明となります。
-----	---

議長	説明が終了しました。御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第３６号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第３７号 白岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>	
議長	日程第６ 議案第３７号 白岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。 本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	今回説明させていただく案件は、かねてより農用地利用集積計画の決定等について農業委員会総会に諮らせていただいている、篠津北東部地域の関係でございます。 皆さまも御存知のとおり、白岡市篠津北東部地域においては、株式会社〇〇〇による土地改良事業が計画されており、今月１日に土地改良事業の認可申請が提出され、事業計画等について審査を行った結果、事業実施に関しては、適当と認められるため、１２月１６日からの土地改良事業の公告・縦覧を現在行っている最中でございます。今後は、異議申し立て期間を経た後、問題がない場合は、来年１月下旬に土地改良事業が認可となる見込みでございます。 その土地改良事業におきましては、土地改良法第７条第４項により、一部、非農用地区域が設定され、将来的には物流施設が建設される予定となっておりますが、現在、農業振興地域の農用地区域となっております。 しかし、土地改良事業計画が認可され、非農用地区域が確定したときには、当該部分は、農業振興地域の整備に関する法律第１０条第４項にある「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地」には含まれない土地に該当することになるため、同法第１３条第１項の規定に基づき、遅滞なく農業振興地域整備計画を変更すること、とされております。 なお、除外予定区域の面積は、地目が田であるところは４２筆で２４，８０３㎡、地目が畑であるところは４筆で５０８㎡、合計４６筆、２５，３１１㎡となっております。 こちらの案件については、土地改良事業が認可された場合に限り、除外の見込みがあると判断しております。

議長	説明が終了しました。御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	非農用地にはいつ変更されたのでしょうか。
農政課	現時点ではまだ変更されておりませんが、土地改良事業が認可されたタイミングで非農用地が定まり、非農用地となる見込みです。
委員	非農用地には、物流倉庫を建設予定であり、株式会社〇〇〇が耕作するということではないということでしょうか。
農政課	株式会社〇〇〇から別の会社へ売却し、物流倉庫を建設予定となります。
委員	資料のうち、３ページの公共残土の受け入れとありますが、どれぐらいの高さまで盛る予定でしょうか。また、残土はどこから何㎡入れるのか。 そして、排水を整備しないとあるが、一昨年の台風の際には、５０cm程度浸水したこともあるが、耕作に影響は無いのか。
農政課	雨水の貯水施設についてですが、非農用地部分については、建物及び駐車場の下に条例に基づく貯留槽を設ける予定です。また、農用地部分についての盛土は、現在の高さから５０～６０cm程度入れる予定であり、最終的な高さは隣接道路から少し低い程度になる見込みです。残土の受け入れについては、当市を始め近隣市町からの分も含め、３万５千㎡程度を予定しております。
委員	残土については費用が発生するのでしょうか。
農政課	当市及び近隣市町分については、無償で受け入れる予定です。
委員	５ページに記載のある物流倉庫については、どこの会社が建設するのか、土地の名義は株式会社〇〇〇から移転するのか。
農政課	非農用地部分の土地の所有権については、◆◆◆に移転する予定です。開発可能な状態であればという条件付きで売買契約がされているようです。
委員	倉庫を建設するのは◆◆◆ということによろしいでしょうか。
農政課	取得するのは◆◆◆で、施工業者は★★★が請負う予定です。
委員	２ページの水利状況に、見沼代用水の受益地に属しているとありますが、脱退する際の除斥決済金については、発生するのか。また、その場合、誰が支払うのか。
農政課	除斥決済金については、〇〇〇が全額支払う予定です。
委員	除外の目的は、物流倉庫か農業用倉庫なのか。
農政課	土地改良法に基づいて、非農用地と設定された場合、整備計画の変更が生じるため、除外となるものです。

委員	初めから、開発ありきの計画だったのではないのか。
農政課	順番的には、土地改良事業を行い、土地改良法に基づいて、非農用地が創出され、農用地区域から除外された後に、物流倉庫の建設という流れになります。しかし、開発というゴールを見据えて一連の流れで計画を進めております。
委員	土地改良事業計画の３ページに、農作物栽培高度化施設の建設と一体的に行うとあったため、非農用地部分にそういった施設が建設されるものと思っていた。法的に問題が無ければ耕作放棄地を解消し、農地として有効活用出来るのは良いと思うが、今後農用地部分までも開発されてしまうのでは、という懸念もある。
農政課	土地改良事業においては、非農用地部分と農用地部分で分けて計画しているため、農用地部分については、農地としての利用のみに限定されるものです。
委員	全ての農地を〇〇〇が耕作するということで認識していましたが、倉庫を建設するという事業計画について、地権者の方々は承知しているのでしょうか。
農政課	民間事業のため、詳細は不明だが、地権者への事業の説明会等も実施しているとのこと。
委員	３ページの排水計画について、排水施設の整備を行わず、駐車場や建物の地下への自然排水ということですが、排水が必要だと思います。枳の場合、浸透方式だと思いますが、集中豪雨等の場合、その方式だと処理が追い付かないのでは。
農政課	排水量については、既設で受けられるレベルに制限をかけるとのこと。
委員	雨期には周辺の農地も含めて水浸しになるため、今の用水路や予定している貯水槽では、受けきれないと思います。
農政課	自然浸透で排水処理が可能なのかは、現在ボーリング調査中ですので、今後判明してくると思います。ただし、先程説明したとおり、溜まった水を無尽蔵に排水するわけではなく、周辺の水路等が氾濫しない程度の排水量に制限をかけて指導を行う予定です。
委員	☆☆スーパーから続く道の近辺が雨期に水没する可能性があったとしても、排水の許可を出すということでしょうか。
農政課	区域内の排水は、申請地南側の川への排水を検討しているとのこと。
委員	川への容量の大きい排水を検討しているということでしょうか。
農政課	先程から説明しているとおり、既設の水路に支障の無いよう処理をする予定です。川への排水管の新設等については、管理者である県の許可が下りない状況です。
委員	区域内の水路・道路については、換地すると思われますが、面積等はどうなるのでしょうか。

農政課	等積で、株式会社〇〇〇が使用する農用地部分に付け替える予定です。
議長	他に御意見・御質疑等ございますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第３７号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第３８号 農業委員の辞任について</u>	
議長	日程第７ 議案第３８号 農業委員の辞任についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	令和３年１１月２４日付で◎◎委員の辞任願が提出されております。辞任理由は、一身上の都合ということでございます。辞任日は令和３年１１月２４日でございます。
	委員の辞任に関しては農業委員会等に関する法律第１３条の規定により市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができることになっておりまして、市長から委員辞任の同意について諮問があったため、今回お諮りするものでございます。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	退職された委員が受け持っていた地区については、どうなるのでしょうか。
事務局	欠員となりましたので、再度募集する予定ですが、ひとまずは、現在の副担当の方にカバーしていただいたり、場合によっては、エリア分けの変更も検討していく予定です。
議長	他に御意見・御質疑等ございますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、辞任に同意する答申をすることで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第３８号については、原案のとおり決定します。

議案第 39 号 白岡市農業委員会総会会議規則の一部改正について

- | | |
|-----|---|
| 議長 | 日程第 8 議案第 39 号 白岡市農業委員会総会会議規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。 |
| 事務局 | 行政手続きの簡素化や行政手続のデジタル化推進のため、国では行政手続きにおける押印の廃止に向けた取組を行っています。
こうした国の取組を踏まえまして、当市におきましても押印見直しを行った結果、白岡市農業委員会総会会議規則第 11 条第 2 項に規定している議事録への押印を廃止することとしまして、別添のとおり改正案を作成しましたので、改正案について審議をお願いするものでございます。 |
| 議長 | 説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり] |
| 議長 | 質疑なしと認めます。
お諮りします。本案について、案のとおり決定することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり] |
| 議長 | 異議なしと認めます。よって議案第 39 号については、原案のとおり決定します。 |
| 議長 | 以上をもちまして、議案第 32 号から第 39 号に係る全ての議事を終了します。

引き続き協議報告会を開催いたします。 |

協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 号第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分

協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 号第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分

- | | |
|-----|---|
| 議長 | 協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。 |
| 事務局 | 協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は 3 件でございます。
総会資料の 13 から 14 ページ目を御覧願います。
番号 1 につきましては、道路敷のための転用です。
番号 2 につきましては、駐車敷のための転用です。
番号 3 につきましては、長屋住宅敷のための転用です。

協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は 3 件でございます。
総会資料の 15 から 16 ページ目を御覧願います。 |

事務局	番号１、３につきましては、駐車場敷のための転用です。 番号２につきましては、分譲住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺います。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項３その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項３ その他 について でございますが、 ○農業委員活動記録の提出について ・提出ありがとうございました。 ○来月の農地改良等現地パトロールについて ・１月 ６日 江原委員・篠津地区推進委員 ・１月１８日 荒井委員・大山地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ○来月総会 ・１月２４日（月）午前９時 ・議事録署名委員は荒井委員、齋藤委員となります。今回の規則の改正に伴い、今後押印は不要となりますが、議事録への署名については、引き続きよろしく お願いいたします。 以上で、協議報告事項３その他を終わります。
議長	説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
委員	使用貸借の関係ですが、圃場整備事業を行うにあたって、仮同意が必要になってくるところですが、その同意条件として賃貸借による貸し借りを結べるのであれば、というところが地権者の妥協点となっています。 したがって、先程の▲▲▲の使用貸借への切り替える方針であるという話を聞くと、事業の進捗に支障が出るのではと懸念されるところです。
議長	私の方で貸し借りの話をまとめている●●●についても、水利費を誰が負担するのかというところが問題になっている。

委員	菖蒲町の方では、かなり条件の良い田でも、地権者が耕作者に金銭を支払って耕作してもらっているところもありました。
議長	条件については、結局当事者同士で折り合いを付けるところになるが、なるべく耕作放棄に繋がらないようなになればと思います。
委員	貸し借りの際、所有者は税金、耕作者は水利費を支払う等を条件として、組合と地権者とのお互いの合意によるところでありますが、今回の圃場整備事業の同意にあたっては、▼▼▼円の賃貸料が入るという前提でのことでした。今後の事業の進捗に影響が出ないかが心配なところです。
議長	他に御意見・御質疑等ございますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。
	【終了 午前１０時４０分】